

せいしんカード振込サービス規定

1. (「せいしんカード振込」取引)

「せいしんカード振込」(以下「カード振込」といいます)は、契約者ご本人(以下「依頼人」といいます)のキャッシュカード(代理人カードを含む)を使用し現金自動預金支払機(以下「ATM」といいます)の操作により、依頼人名義の預金口座(以下「支払指定口座」といいます)よりご指定金額を引落としのうえ、依頼人が指定した受取人口座へ振込む場合に利用できるものとします。

2. (カード振込の受付等)

- (1) カード振込を依頼する場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、ATMを操作してください。
- (2) 当金庫で受信した暗証番号が、届出の暗証番号と一致した場合には、当金庫は送信者を依頼人とみなします。
- (3) ご依頼の内容については、当金庫が確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (4) ご依頼の内容が確定した場合、当金庫は支払指定口座から振込金額と次条の振込手数料金額との合計金額を引落としのうえ、当金庫所定の方法で振込の手続をいたします。
- (5) 支払指定口座からの資金引落としは、普通預金規定(総合口座取引規定を含む)またはカードローン契約書(当座貸越契約書)にかかわらず通帳、払戻請求書の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。
- (6) この取扱による1回当たりの振込金額の限度は当金庫があらかじめ指定した金額の範囲内とします。またご利用時間は当金庫が定めた時間内とします。
- (7) 以下の各号に該当する場合は、この取扱はできません。
 - ①振込金額と振込手数料金額との合計額が支払指定口座より払戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます)を超えるとき。
 - ②支払指定口座が解約済のとき。
 - ③依頼人から支払指定口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続を行ったとき。
 - ④差押等やむを得ない事情があり、当金庫が不適当と認めたとき。
- (8) カード振込において、指定の受取人口座へ入金できない場合は、組戻手続きにより処理します。

3. (手数料等)

- (1) カード振込により振込む場合は、当金庫所定の振込手数料を支払ってください。
- (2) 前条8項により「組戻」の取扱をした場合には、当金庫所定の組戻手数料を支払ってください。

4. (取引内容の確認)

- (1) この取扱による取引後は、速やかに普通預金通帳への記帳により取引内容を照合してください。万一取引内容・残高に相違がある場合、直ちにその旨お取引店にご連絡ください。
- (2) 取引内容・残高に相違がある場合において、依頼人と当金庫の間で疑義が生じたときは、当金庫の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

5. (免責事項)

- (1) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により取扱が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
なお、当金庫が意思確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱が中断したと判断される場合は、障害回復後に取扱内容をお取引店にご確認ください。
- (2) この取扱による振込の受付の際送信された暗証番号・支払指定口座番号・登録番号と、当金庫があらかじめ登録した暗証番号・支払指定口座番号・登録番号との一致を確認して取扱いましたうへは、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

6. (キャッシュカードの喪失・届出事項の変更等)

万一キャッシュカードが喪失したり暗証番号・支払指定口座等届出事項内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面により直ちにお取扱店にお届けください。

この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

7. (解約)

この取扱は、当事者の一方の都合で何時でも解約することができます。ただし、当金庫にたいする解約の通知は書面によるものとします。

8. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含む）カードローン契約書（当座貸越契約書）により取扱います。

9. (契約期間)

この契約の当初契約期間は契約日より起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申し出がない限り契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

10. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上